

日薬業発第231号
令和3年9月29日

都道府県薬剤師会会長殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫

【日本薬剤師研修センター】

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の稼働時期等について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本薬剤師研修センターが本年10月下旬を目途に稼働予定としているPECSの稼働予定について、別添のとおり全面的な稼働を令和4年4月1日に変更するとの連絡がありましたのでお知らせいたします。変更の理由として、PECSの薬剤師個人登録において、「薬剤師名簿登録番号（免許番号）」等の入力への誤りが多数発生しており、その対象者への個別確認、修正作業などが容易に進捗していない状況にあるためとのことです。この状況の第一報は9月13日付、日薬業発第208号「薬剤師研修・認定電子システム（PECS）への薬剤師個人登録時等における「薬剤師名簿登録番号（免許番号）」入力の際の点検励行について」にてご案内しております。

PECSの全面的な稼働が来年4月に変更されることに伴い、11月末で終了予定であった「時限的特例措置」の適用が「令和4年3月31日までに開催の研修会」まで再延長される等の過渡的な措置が講じられる他、一部準備の整ったものから順次PECSを稼働させる予定とのことです。下記に要点およびスケジュール等を整理しましたのでご参照ください。

同センターには引き続き本会からも必要な事項の照会を進めてまいりますので、引き続き、ご高配のほどお願いいたします。

記

1. 研修会開催申請

(1) 現行、薬剤師研修支援システム（PESS）での研修受講シール申請受付（紙の研修受講シール）：

【研修会の開催日】

[現行] 令和3年11月30日までに開催のもの

→ [変更] 令和3年10月1日～令和4年3月31日までに開催のもの

【申請期限】

令和3年8月31日で一旦終了

→ [再開] 令和3年9月27日～令和4年1月31日まで（変更申請受付も同日まで）

(2) 新、薬剤師研修・認定電子システム（PECS）での研修会開催申請受付：

「令和4年4月1日以降に開催する研修」について、令和4年2月1日開始予定

2. 時限的特例措置

【時限的特例措置の適用期間】

[現行] 令和3年11月30日までに開催のもの
→ [変更] 令和4年3月31日までに開催のもの

【時限的特例措置の新規の適用願（特例を利用する団体届出）の申請】

[変更なし]

令和3年7月15日（消印有効）を以て受付を終了しており、内容変更のための適用願の再提出も含め、受け付けない。

3. 薬剤師個人の認定申請

（1）現行方式での認定申請受付

- ・「研修認定薬剤師」、「漢方薬・生薬認定薬剤師」（手帳等利用による紙媒体での認定申請）

【申請期限】 [「研修認定薬剤師」については個人から研修協議会への申請期限]

[現行] 令和3年10月31日（消印有効）
→ [変更] 令和3年12月31日（消印有効）

【認定申請料払込期限】 [個人から研修センターへの払込期限]

[現行] 令和3年9月30日
→ [変更] 令和3年11月30日

- ・「小児薬物療法認定薬剤師」（薬剤師研修支援システム（PESS））のみで申請受付）

【申請期限】

[現行] 令和3年10月20日
→ [変更] 令和4年3月15日までに払い込みまで完了させること

※注意点①

「研修認定薬剤師」、「漢方薬・生薬認定薬剤師」の認定申請受付について、同センターでは令和4年1月1日～1月10日はいずれの方法も受け付けられないため、その間に申請する必要がある場合は令和3年12月31日までに必ず申請すること。

※注意点②

「研修認定薬剤師」について、12月1日～12月末日または1月1日～1月10日までに更新申請を予定している場合、現行方式では、認定期限の1か月後まで更新申請が可能だが、11月30日以降に振込口座が閉鎖される予定のため、払込期限は「11月30日まで」となることに留意する必要がある。

（2）新、薬剤師研修・認定電子システム（PECS）での認定申請受付

「研修認定薬剤師」、「漢方薬・生薬認定薬剤師」、「小児薬物療法認定薬剤師」について令和4年1月11日開始予定

4. 受講単位請求期限等

（1）現行の薬剤師研修支援システム（PESS）での受講単位請求の申請

- ・「研修認定薬剤師」、「漢方薬・生薬認定薬剤師」

【受講単位請求の申請期限】

[現行] 令和3年8月31日
→ [変更] 令和4年1月31日
【取得済み単位の印刷（ダウンロード）期限】

[現行] 令和3年10月15日
→ [変更] 令和4年3月15日

・「**小児薬物療法認定薬剤師**」

【必須業務実績報告】

提出期限が令和4年3月31日までの報告は従来の方法により提出する。

【令和4年3月31日までに参加等した研修会の単位請求期限】

令和4年4月30日（消印有効）までに従来の方法により行う。

・**インターネット実施機関が実施するインターネット研修**

令和4年3月31日まで受講を可能とする。当該実施機関は令和4年5月15日までに受講者に研修受講シールを交付する。

(2) **新、薬剤師研修・認定電子システム（PECS）での受講単位請求の申請受付**

令和4年4月1日開始予定

5. その他

・**都道府県薬剤師研修協議会の対応**

令和3年12月31日（消印有効）までに提出された「研修認定薬剤師」にかかる申請書類について、令和4年1月31日までに研修センターに送付すること。

・**認定実務実習指導薬剤師に関わる養成講習会開催申請及び認定申請（新規又は更新）**

令和4年3月31日まで、従来どおりとする。

◆**別添資料**

日本薬剤師研修センター 日薬研発第136号 令和3年9月27日付
「薬剤師研修・認定システム（PECS）の稼働時期等について」

◇**参考添付（同センター通知を基に、日本薬剤師会事務局にて作成）**

日本薬剤師研修センター
「研修認定薬剤師制度対象研修会の開催申請スケジュール」
「認定薬剤師申請スケジュール」

◇**研修センター、認定手続きの電子化、PECSに関する事項の掲載サイト**

<http://www.jpec.or.jp/faq/about/ninteitetudukidenshika.html>

以上